

福島県教育委員会平成27年3月定例会会議抄録

1 日 時	平成27年3月16日(月) 午後3時00分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	高橋委員長、1番 境野委員、2番 小野委員、3番 佐藤委員、4番 蜂須賀委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後3時00分、委員長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、佐藤委員、蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、第6次福島県総合教育計画における指針の変更について諮るもの。
	議案第2号は、第6次福島県総合教育計画の施策毎に平成27年度に実施する事業等を体系的に示す「平成27年度アクションプラン」を策定しようとするもの。
	議案第3号は、福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第4号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正しようとするもの。
	議案第5号は、教科用図書選定審議会規則の一部を改正しようとするもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p>	<p>議案第6号は、福島県指定重要無形民俗文化財の指定について諮るもの。</p> <p>議案第7号は、福島県文化財保護審議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第8号は、福島県立博物館運営協議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第9号は、平成28年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第10号は、福島県立博物館長の委嘱について諮るもの。</p> <p>議案第11号は、県立特別支援学校整備指針を策定しようとするもの。</p> <p>議案第12号から議案第14号は、平成27年度の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>報告第1号は、福島県文化財保護審議会の審議結果について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、平成28年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>報告第3号は、教職員等による不適切な行為に関する実態調査について報告するもの。</p> <p>報告第4号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第7号から議案第15号及び報告第1号から報告第4号について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>第6次福島県総合教育計画における指標の変更について（議案第1号）、教育総務課長及び高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員：英語の授業時間は各学校によって違いがあると思うが、この数値目標はそういう</p>
---	--

違いがある中での数値なのか。

高校教育課長：「授業中、おおむね言語活動を行っている」、「半分以上の時間、言語活動を行っている」、「半分未満の時間、言語活動を行っている」、「あまり言語活動を行っていない」という教員自身の申告に基づいて回答の集計がなされることになるので、学校の実態はそれぞれ異なるが、年間の取組の中で、教員がどのようなレベルで英語を活用した言語活動による授業を行っているかを表す数値である。

委員：そういう数値だと、生徒の英語の力が数値に反映できないように思えるのだが、その辺はどうなのか。

高校教育課長：英語による言語活動の時間が「半分以上」あるいは「おおむね」となっているからといって、それが直接的に生徒のコミュニケーション能力向上の成果に結びついているかと言われれば、それが直結するものではないということは認識しているが、英語による言語活動の時間が増えることによって、生徒のコミュニケーション能力の向上に資するものと考えて、このような指標としてはいかがかという提案をさせていただいたところである。

委員：言語活動の意味なのだが、ただ英語の教科書を読むだけというのも言語活動なのかもしれないが、高校生ともなれば英語で討論するとか、レベルの高いことも色々ある。小学生から高校生まで一律に80パーセントという数値を目指すのであれば、それぞれどのような言語活動を想定しているのか。そして、個人個人の評価はどのように行うのか。通常の試験であれば○か×か必ず正解が出てくるが、言語能力となれば話す内容が伴わなければいけない。英語を話すことができたとしても、話す

内容がしっかりしていなければ評価は低くなるだろうし、その点で簡単なようで難しい事業になるのではないかと思うので、まずはその2点について伺いたい。

高校教育課長：授業の中で英語の教科書を単に読み上げるだけではなく、生徒たちが教員から伝えられた情報を理解したり、それに基づいた考えを伝えたりするというような具体的な英語の使用場面を設定して、多様な言語活動を授業の中で経験できるように配慮するよう学習指導要領に記載されている。また、生徒の理解の程度に応じて適切な言語活動を用いるように配慮しなさいという記載もある。そうしたことに配慮しながら、様々な場面を設定して、具体的な英語の使用場面を用いていくということが留意事項としてある。それから、評価に関しては、言語活動によるコミュニケーション能力の向上という点をペーパーテストで直接的に評価することは難しいので、教員による定期的な評価というか、それぞれの時間、単元において個別の評価をしていくということが重要であると考えている。

委員長：要するに、従前の指標というのは生徒側の達成度合いだったのが、変更後の指標では教員側が行う授業の内容に関わってくるので、生徒のスキルアップがどうなっているかという担保ができていないのではないかという根本的な疑問があり、委員もその点が大丈夫なのかという疑問を持っているのだと思うのだが、その辺りはどうなのか。

高校教育課長：先ほども申したとおり、この指標が直接的に英語の能力の向上につながっているのかということに関しては、なかなか難しいところがあるとは考えているが、これまで使われていた英検準2級以上の取得率という指標については、例えば平成26

年度の目標値は10パーセント以上と設定されていた。実際には、昨年度の実績は7パーセント程度であり、また、受験するということ自体が学校の状況によって異なっており、保護者の経済的な理由等もある。検定料がかなりの金額になっている。例えば準2級の場合は、学校で受験しても4,100円の受験料がかかるというような実態を踏まえると、この指標を用いることが果たして適切なのかということから検討してきて、それに代わる明快なものがあるのかと言われれば確かに難しいところはあるかと思うが、こうした英語による言語活動を日々展開していくことで生徒のコミュニケーション能力の向上につながっていくであろうということを期待して、このような指標とさせていただきたいと考えたところである。

教 育 長：英語の授業参観に行ったりすると、最初から最後まで英語で話す教員や半分程度は日本語で話す教員、様々なタイプの教員がいるのだが、教員も生徒の実態を見ながら自分の授業を組み立てている。進学校では最初から最後まで英語で話す教員もいるが、そこの生徒はある程度英語によるコミュニケーション能力が高いということで教員もそのような授業を行う。中学校では、最初の導入部分は日本語で話して、徐々に英語を使っていくということが多い。教員が授業の中でどれだけ英語を使うかというのは、生徒の実態を反映しており、英語しか使わないという授業スタイルがどんどん伸びてくることによって、生徒の力も伸びているというある程度の推測はできる。

委 員：最終的にTOEICやTOEFLを受けさせて評価するということはしないということか。

高校教育課長：1つの指標として英語検定やTOEIC、TOEFL等の受験を各学校の中で進めてきており、これからもそのような受験を奨励していくということには変わらないが、合格率や得点をもって評価するということはない。

委員長：学校でも当然試験を行うので、英語しか使わない授業を行っても生徒の理解が進まなければ当然点数は下がるので、そういうことは教員はしないだろう。そういう下支えがあってこれが成り立つのかなと思う。そういう観点から説明しているのだろうが、ただ単に英語を多く話して生徒が理解できないような授業を行うという方向にだけは動かないよう注意して欲しいというのが、おそらく委員の皆様のお考えだと思う。それから、施策18についてだが、全国大会の入賞数をどの程度まで伸ばすことを目指すのか。

高校教育課長：3ページに記載しているように、高文連の活動というのは、競技やコンクールという形で行われるものばかりではなく、発表という形で行われるものもあるので、具体的に目標値を示すことは適切ではないと判断し、「増加を目指す」という形での指標とさせていただいたところである。

委員長：それは分かるのだが、文化スポーツ環境をどこまで整備し続ければ良いのかという終点をはっきりしないのではないか。

高校教育課長：確かにおっしゃるとおりだが、それぞれの専門部において全国大会で最優秀賞や優秀賞等を受賞される学校があるので、到達点としてどこまでということについては現時点では想定していない。

委員長：どの辺で満足すべきかについては、全体の流れを見て、その時々で評価するとい

議案第 2 号

うことになるか。前年度よりもさらに良くなることを目指すと。

第6次福島県総合教育計画「平成27年度アクションプラン」について（議案第2号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員長：基本目標②における「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」に関係してくるのかもしれないが、昨日郡山市長から、「地域住民が県立高校の体育館等を放課後や休みの日に気軽に使えるよう、料金表のようなものがあると助かる」というような話があった。そういったニーズに対する対応は何か考えられないか。

施設財産室長：学校施設の他に使いたいという場合には、目的や主催団体等によるが、使用料については無償、ただし電気料や光熱水費については実費をいただく場合もある。あるいは、団体によっては使用料もいただくという場合もある。その場合は、建物の評価額から面積当たりいくらで、それをどれくらい占有して、という計算を規定上しなければならず、各学校の施設の状況によって大きく異なる。それについては学校の方で問い合わせに応じることができるので、気軽に御相談いただければと思う。

委員長：あらかじめ料金表があれば計画も立てやすいというような話だった。

施設財産室長：そもそも貸出を前提としていないので、用途に応じて御相談いただければと思う。

委員長：地域と一体となった教育を目指すのであれば、もっと親切さがあっても良いのではないかという観点なのだと思う。高齢者と子どもの交流に県立高校の施設が使えれば助かると話していた。そういうニーズもあるということを理解していただいて、実現できるものについては実現して欲しい。

委員：こうして新しい事業をいくつも考えてくれたり、事務局の方々が知恵を絞ってく

れていることが分かって嬉しい。また、特別支援学校の整備事業についても、空き教室を使つての開校とか、色々な取組が進められていて嬉しいのだが、震災の影響による精神的な苦痛、あるいは家庭や様々な事情が急変したことによって、精神的なバランスを崩す子どもが多く見られるということを学校の教員から聞くことが多々ある。精神科医の友人の話を知ると、境界線上というか、障がいがあるとはっきりと判定できず、普通の学級に入れるべきか、特別な教育を受けることができるか、普通に入れるべきか、父母の判断に任せるしかないような子どもが増えているらしい。このような子どもに対して、現場の教員がほんの少しのスキルを身に付けることによって対応していけることが多々あるのではないかと思う。ある学校で聞いた話だが、音楽室の楽器の後ろに閉じこもってしまい、授業を耳で聞いてはいるが、席に着いて授業を受けることができないという子どももいるらしい。そういう子どもに対して、隅っこにいるのは良いとして、それでも何か声を掛けたり、一緒に何か食べたり、子どもに合わせて対応できるようなスキルを現場の教員が身に付けることによって、そういう子どもが普通の学校でも過ごせるような条件を作り出せるのではないかと思う。整備事業だけでなく、現場の状況に合わせて必要なスキルを教育委員会として提供していけるような取組も必要なのではないか。

特別支援教育課長：現在、特別支援学校に限らず、通常の小・中・高校にも、いわゆる発達障がいと呼ばれる障がいを持った子どもが在籍している。それに当たる教員の研修として、まず経験者研修においては、5年目研修、10年目研修の中で必ず1コマは受講できる機会を設けている。また、養護教育センターにおいて、幼・小・中・高の教員

を対象に、障がいのある子どもへの対応に関する専門研修講座を多数設置しており、参加者も非常に増えてきている。さらに、実際に各学校において困ったというような場合には、「地域教育相談推進事業」ということで、各教育事務所が窓口となって、各学校に出向いて直接的な支援をするという取組も進めている。そのような形で、一般の教員にも、特別な支援を必要とする子どもへの教育について支援をしながら進めている状況である。

委員：言語能力の向上には、人前で自分の考えを主張できるような授業をいかに増やしていくかが重要だと思う。それは英語に限ったことではなく、理数、社会、国語、全部の教科にそういった機会を行き渡らせられるような福島ならではの教育システムを作れないかなと以前から思っていた。それがないと、どれだけ英語の文法ができようが、話す内容がなければ世界に伝えることができない。あるいは、伝えようと思っても、人前では緊張して話せなくなってしまう。英語に限らず、何らかの発表の場を必ず授業中に設けるということを、どこにも負けない福島県の施策として行うべきだと思うが、どのように考えているか。それから、「つなぐ教育」が一つのキーワードになっているのではないかと思うのだが、これを基本目標②ではなく、基本目標①に入れたのはどのような思いからなのか。

義務教育課長：1点目の御質問だが、小中学校については、どの教科でも根底に置かなければならない考え方として言語活動の充実というものを捉えており、委員のおっしゃったように自分の考えをしっかりと表現できるような子どもの育成に取り組んでいるところである。大きくこれを事業で取り上げたり、基本目標に大きく据えたりはしてい

ないが、根底にあるものということで御理解願いたい。文科省では「アクティブ・ラーニング」というものを今後導入するとのことであり、これも自分の考えをまとめて発表する機会になろうかと思うので、こういったものも活用していきたいと考えている。それから、「つなぐ教育」が基本目標①に入っていることについてだが、「つなぐ教育」は色々なつなぎ方ができる中、これを導入した時に最も大事にしたいと考えたのは学力向上である。子どもの学力向上のためには学校教育だけでは難しいことから、家庭・地域との連携、小小連携、小中連携等、これまで個々に行ってきた色々な連携を総合的につないで、子どもの学力向上を図りたいというのが第一義的な考えであったが、当然、学力向上ばかりではなく、生活習慣や学習習慣、あるいは、言語活動を充実させるとか、読書の習慣をつけるとか、そういったことまで手広く「つなぐ教育」を通しながら、それぞれの地域で様々な特色ある取組を進めているところであるが、そのようなことをモデル的に行っていただいて、今後、その成果を全県的に広めていきたいと考えている。

議案第 3号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

議案第 4号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則について（議案第4号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

議案第 5号

教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

議案第 6号

福島県指定重要無形民俗文化財の指定について（議案第6号）、文化財課長より説明があり、

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(9) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p> <p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 7 号 議 案 第 8 号 議 案 第 9 号</p>	<p>以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員：神楽の再開の見通しは立っていないのか。</p> <p>文化財課長：田植踊の保存会とは別に神楽の保存会があり、文化財課の補助事業である「地域の『きずな』を結ぶ民俗芸能支援事業」で補助をし、神楽に使う獅子頭等を新調した。しかし、やはりなかなか担い手が集まらないということで、1月の総会で、活動はまだまだ再開できないという結果になり、今回、田植踊を単独で指定するという事になった。</p> <p>委 員 長：担い手は青年会とか保存会の方々なのか。</p> <p>文化財課長：昔は男性が早乙女とか弥八を踊っていたが、現在は女性が踊っている。これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成27年2月臨時会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>福島県文化財保護審議会の審議結果について（報告第1号）、文化財課長より説明があり、了承した。</p> <p>福島県文化財保護審議会委員の任命について（議案第7号）、文化財課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第8号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成28年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第9号）、義務教育課長</p>
---	--

議案第10号	<p>より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県立博物館長の委嘱について（議案第10号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第11号	<p>県立特別支援学校整備指針について（議案第11号）、特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第12号 ～	<p>平成27年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（議案第12号）職員課長より、平成27年度市町村公立小・中・特別支援学校教職員の人事について（議案第13号）義務教育課長より、平成27年度県立学校教職員の人事について（議案第14号）高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第14号	<p>（議案第14号）高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第15号	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第15号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
(11) 報告事項	<p>報告第2号 報告第3号 報告第4号</p> <p>平成28年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施に係る改善点について（報告第2号）、義務教育課長より説明があり、了承した。</p> <p>教職員等による不適切な行為に関する実態調査について（報告第3号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>訓告処分等について（報告第4号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>
(12) 次回の日程	<p>平成27年4月17日（金）午後3時に定例会を開会することが決定された。</p>
(13) 教育委員退任挨拶	<p>ここで、平成27年3月31日をもって教育委員を退任する境野委員から退任の挨拶があった。</p>

<p>(14) 閉</p>	<p>会 午後 5 時 1 3 分閉会となった。</p>
---------------	------------------------------